

うきは市議会傍聴規則 改正のポイント

うきは市議会では傍聴の促進を図るため、以下の改正を行うもの

- ① 傍聴手続き（第3条関係）について、現行の取扱いを明文化した。
理由：規則上では、住所及び氏名のほか年齢を傍聴人受付簿に記入することとなっているが、個人情報保護の観点から平成29年3月定例会より運用を見直し、傍聴人受付簿に替わり、個別の傍聴票にて住所及び氏名のみ記入すればよいと改めている状況である。
- ② 傍聴席の入場を先着順とし、傍聴人が多いときは、議長は可能な限り多くの方が傍聴できるようにする配慮する規定を新たに設けた。
- ③ 傍聴券（現行第4条）に関する規定を削除した。
理由：議会事務局職員の人数が限られている中、規則で定められているように傍聴券の確認をすることは現実不可能である。
- ④ 傍聴席に入れない者（現行第6条）について、第1号の銃器、棒、つえその他の字句を削除した。
理由：高齢化社会の中で、お年寄りがつえを持参するケースも想定されること。また、銃器及び棒については、「人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物」に含まれる。
- ⑤ 同条の第2号、垂れ幕、傘の字句を削除した。
理由：垂れ幕は、のぼりの類と解釈できること。また、傘については、議場に専用の傘立てがないこと、あるいは折り畳み傘も想定されること。
- ⑥ 同条の第3号、「鉢巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者」の字句を削除した。
理由：腕章は、改正案第6条に明記した。その他については、昭和に規定された当時と現在では状況が異なるため。

- ⑦ 同条の第4号、「ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機の類を携帯している者。ただし、第8条の規定により、撮影又は録音をすることにつき議長の許可を得た者を除く。」の字句を削除した。
理由：ラジオ、無線機、マイク、録音機、写真機、映写機については、技術進化に伴い、これらの機能はスマートフォンに内蔵されていることから所持してはならない物から削除する。また、拡声器については改正案第6条に明記された音声を発する機器に解釈可能である。さらに、撮影又は録音については改正案第8条に明記した。
- ⑧ 同条第2項及び第3項は、前各号で定める物品を携帯しているかを職員が尋ね、応じない者には議長が入場を禁止する規定だが、前述のとおり事務局職員の人数が少なく実効性が乏しいため削除した。
- ⑨ 同条第4項、「児童及び乳幼児は、傍聴席に入ることができない」を削除した。
理由：お子様連れの方など、より多くの方が傍聴できるようにするため。
- ⑩ 傍聴人の守るべき事項（現行第7条）について、第4号の「帽子、外とう、襟巻きの類を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により議長の許可を得たときは、この限りではない。」を削除した。
理由：議場に空調設備があり室温の管理が容易なことや、昭和に規定された当時からファッションも大きく変わっていること、また病気かどうか判断することも難しいため。
- ⑪ 同条第6号、「みだりに席を離れ、又は不体裁な行為をしないこと。」を削除した。
理由：現状でも傍聴者は自由に出入りしていること。また改正案第6号の「前各号に定めるもののほか、議場の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。」に含まれるため。
- ⑫ 新たに改正案第6条第5号で「携帯電話、パソコン等の情報通信機器及び音声を発する機器（着信音を発することを含む）」の規制を追加した。
理由：携帯電話等についての記述が無いため。